

大阪府新生児聴覚検査体制整備事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、新生児の聴覚障がいを早期に発見し、早期に適切な支援へ繋げるため、府内の新生児聴覚検査体制の充実を図ることとし、新たに聴覚検査機器を整備する府内の分娩を取り扱う医療機関、助産院等（以下「分娩取扱機関」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号、以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 この補助金は、聴覚検査機器を所持していない分娩取扱機関が、次の聴覚検査機器を新規に購入する経費を交付の対象とする。ただし、すでに自動聴性脳幹反応検査機器又は聴性脳幹反応検査機器を整備しており、検査機器の買い替えをする場合は、この補助金の対象外とする。

(1) 補助の対象となる機器

補助の対象となる聴覚検査機器は、自動聴性脳幹反応検査機器（以下「自動ABR」という。）とする。

(2) 補助の対象となる経費

この補助金の対象となる経費は、自動ABRの購入経費とする。

なお、この補助金は、機器本体の購入経費のみで、消耗品費、設置費、運搬費、管理費などの付帯費用を含まない。

(3) 補助の対象となる施設

この補助金の対象施設は、新たに自動ABRを整備する府内の分娩取扱機関とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算定された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

前条の(2)に掲げる経費から寄付金その他の収入額を控除した額と別表の第2欄に定める基準額(3,600千円)を比較していずれか少ない額に、第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項の補助金交付申請書は、別記様式第1号によるものとし、申請者は関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に対し提出するものとする。

2 知事は、前項による補助金交付申請書について、これを審査し、適当と認めるときは、速やかに別記様式第2号により交付決定通知を行うものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第6条第2項の規定により、知事が附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 同条第1項第1号及び第2号の規定における知事の定める軽微な変更とは、経費の20%以内の減額とする。
- (2) 事業完了後は、指定期日までに知事の完了検査等を受けなければならない。
- (3) この補助金により取得した財産で、単価50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「政令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を納付させることがあること。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙1-1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は政令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第6号により、遅くとも補助事業の完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事へ報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を除く。）には、当該仕入控除税額を知事へ返還しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、規則第7条の規定に基づき、補助金等の交付決定をしたときは、別記様式第2号により速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした者に対して通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請の取下げをすることができる期間は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(変更の申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情により、申請の内容を変更する場合は、別記様式第3号による変更承認申請書を第4条により定める申請手続に準じ、知事が別に定める日までに提出するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、補助事業完了後1か月以内（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1か月以内）又は翌年度4月30日のいずれか早い日までに関係資料を添えて知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の実績報告を受けた場合は、書類の審査を行い、交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第5号により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の規定により、額を確定したときは、速やかに補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(検査等)

第12条 知事は、補助事業の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して遂行状況の報告を求め、または帳簿書類等を検査することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年10月5日から施行する。

別表

1 事業名	2 基準額	3 補助率
新生児聴覚検査体制整備事業	1 施設に対し 3,600 千円。 聴覚検査機器（自動 ABR に限る） の購入経費。	2 分の 1